

## 地方創生推進交付金事業における 「事業の評価」・「今後の方針」の判断基準について

### 《事業の評価》

- ◇ 各事業（取組）の達成状況はどうだったのか。  
（R 1 年度末時点での目標に対する達成度合い）
- ◇ 当初の目的以外にも別の効果があった場合、その分も加味して評価。  
（取組により得られた効果や、事業の必要性、今後の実現可能性など）

A	非常に有効であった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績値、達成率が非常に高い場合 （達成率の目安：80%超）</li> <li>・効果が極めて大きい場合</li> </ul>
B	相当程度有効であった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績値、達成率が相当程度に高い場合 （達成率の目安：30～79%）</li> <li>・効果が相当程度みられる場合</li> </ul>
C	ある程度有効であった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績値、達成率がある程度高い場合 （達成率の目安：30%未満）</li> <li>・効果がある程度みられる場合</li> </ul>

※K P I に対してどうであったかという観点ではなく、当初の目標・目的に対して、どうであったかという観点で整理。

### 《今後の方針》

- ◇ 各事業（取組）について、今後、どう展開していくか。

追加等、更に発展させる	事業が効果的であったことから、取組の追加等、更に発展させる場合
事業の見直し（改善）	事業の見直し（改善）を行う場合
事業の継続	特に見直しをせず、事業を継続する場合
事業の中止	継続的な事業実施を予定していたが中止した場合
事業の終了	当初の予定どおり事業を終了した場合